



平成 25 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイエー  
代表者名 代表取締役社長 村井 正平  
(コード：8263、東証第一部)  
問合せ先 取締役 執行役員 荻谷 裕  
(TEL . 03 - 6388 - 7322)

### イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施に関するお知らせ

平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「3月27日付プレスリリース」といいます。)及び平成 25 年 4 月 12 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けへの応募に関する意見表明のお知らせ」(以下「4月12日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、イオン株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の実施につきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令(同法第 17 条の 2 第 1 項)を行わない旨の通知を受けることが実施条件となっておりましたが、平成 25 年 7 月 19 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は同日付で公正取引委員会より同通知を受領し、本日付で公開買付者が公表した「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの実施に関するお知らせ」によれば、本公開買付けを平成 25 年 7 月 25 日から開始することにしたとのことであるためお知らせいたします。

なお、当社は、3月27日付プレスリリース及び4月12日付プレスリリースにおいて、以下のとおり、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募については、当社の株主各位のご判断に委ねる旨を公表しておりますが、当該意見に変更はございません。

なお、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)に基づく意見表明報告書については、公開買付者による本公開買付けの開始の公告が行われた後に、同法に従い、速やかに提出いたします。

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	イオン株式会社
(2) 所 在 地	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 岡田 元也
(4) 事 業 内 容	小売、ディベロッパー、金融、サービス、及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の

	事業活動の管理を行う純粋持株会社																				
(5) 資本金	199,054 百万円 (平成 25 年 2 月 28 日現在)																				
(6) 設立年月日	大正 15 年 9 月 21 日																				
(7) 大株主及び持株比率 (平成 25 年 2 月 28 日現在)	<table border="1"> <tr> <td>三菱商事株式会社</td> <td>5.05%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.32%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>2.99%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>2.86%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人イオン環境財団</td> <td>2.68%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人岡田文化財団</td> <td>2.56%</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>2.27%</td> </tr> <tr> <td>イオン社員持株会</td> <td>1.90%</td> </tr> <tr> <td>SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)</td> <td>1.71%</td> </tr> <tr> <td>イオン共栄会(野村証券口)</td> <td>1.48%</td> </tr> </table>	三菱商事株式会社	5.05%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.32%	株式会社みずほコーポレート銀行	2.99%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.86%	公益財団法人イオン環境財団	2.68%	公益財団法人岡田文化財団	2.56%	農林中央金庫	2.27%	イオン社員持株会	1.90%	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.71%	イオン共栄会(野村証券口)	1.48%
三菱商事株式会社	5.05%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.32%																				
株式会社みずほコーポレート銀行	2.99%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.86%																				
公益財団法人イオン環境財団	2.68%																				
公益財団法人岡田文化財団	2.56%																				
農林中央金庫	2.27%																				
イオン社員持株会	1.90%																				
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.71%																				
イオン共栄会(野村証券口)	1.48%																				
(8) 上場会社と公開買付者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>公開買付者は当社株式 39,504,000 株 (普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株 (注 1))。当社普通株式及び当社甲種類株式の単元株式数は、いずれも 50 株であり、当社が平成 25 年 7 月 11 日に提出した第 63 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の当社の総株主の議決権の数 (3,973,140 個) に対する所有割合 (以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。): 19.89%) を所有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>当社の取締役である村井正平は公開買付者の専務執行役を、豊島正明は公開買付者の取締役専務執行役を兼務しており、当社の取締役である山下昭典、近澤靖英及び寺嶋晋並びに当社の監査役である川本敏雄及び濱田和成は公開買付者からの出向者です。 このほかに出向者として公開買付者グループより 7 名を受け入れております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>当社グループによる公開買付者グループからの商品の購入等の取引があります。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>当社は、公開買付者の関係会社であり、関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>	資本関係	公開買付者は当社株式 39,504,000 株 (普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株 (注 1))。当社普通株式及び当社甲種類株式の単元株式数は、いずれも 50 株であり、当社が平成 25 年 7 月 11 日に提出した第 63 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の当社の総株主の議決権の数 (3,973,140 個) に対する所有割合 (以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。): 19.89%) を所有しております。	人的関係	当社の取締役である村井正平は公開買付者の専務執行役を、豊島正明は公開買付者の取締役専務執行役を兼務しており、当社の取締役である山下昭典、近澤靖英及び寺嶋晋並びに当社の監査役である川本敏雄及び濱田和成は公開買付者からの出向者です。 このほかに出向者として公開買付者グループより 7 名を受け入れております。	取引関係	当社グループによる公開買付者グループからの商品の購入等の取引があります。	関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の関係会社であり、関連当事者に該当します。												
資本関係	公開買付者は当社株式 39,504,000 株 (普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株 (注 1))。当社普通株式及び当社甲種類株式の単元株式数は、いずれも 50 株であり、当社が平成 25 年 7 月 11 日に提出した第 63 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の当社の総株主の議決権の数 (3,973,140 個) に対する所有割合 (以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。): 19.89%) を所有しております。																				
人的関係	当社の取締役である村井正平は公開買付者の専務執行役を、豊島正明は公開買付者の取締役専務執行役を兼務しており、当社の取締役である山下昭典、近澤靖英及び寺嶋晋並びに当社の監査役である川本敏雄及び濱田和成は公開買付者からの出向者です。 このほかに出向者として公開買付者グループより 7 名を受け入れております。																				
取引関係	当社グループによる公開買付者グループからの商品の購入等の取引があります。																				
関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の関係会社であり、関連当事者に該当します。																				

(注 1) 当社甲種類株式には当社普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権を行使した場合、当社甲種類株式 1 株につき当社普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、当社甲種類株式 1 株を当社普通株式 1 株とみなして計算しております。なお、当社甲種類株式は 1 単元 (50 株) につき 1 個の議

決権を有します。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、3月27日付プレスリリース及び4月12日付プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募については、当社の株主各位のご判断に委ねる旨を公表しておりますが、当該意見に変更はございません。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成25年3月27日現在、当社株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株。所有割合は19.89%となります。）を所有する当社の筆頭株主であり、本日現在においては、公開買付者が所有する当社株式に変動はないものの、当社の第三位株主であった丸紅リテールインベストメント株式会社（丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）の100%子会社。以下「丸紅RI」といいます。）が平成25年3月27日現在所有していた当社株式の全て21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）を、平成25年4月23日付で当社の第二位株主であった丸紅に譲渡（注1）したため、本日現在における当社の筆頭株主は、当社株式を58,293,520株（普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株。所有割合：29.34%）所有する丸紅であり、公開買付者は当社の第二位株主であります。なお、議決権の所有割合は100分の20未満であるものの実質的な影響力を考慮し、公開買付者は、当社を持分法適用関連会社としております。

公開買付者は、公開買付者が公表した平成25年3月29日付「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」に記載のとおり、独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨の通知を受けることを条件に、平成25年3月27日現在、丸紅が所有する当社株式36,650,470株（普通株式21,170株及び甲種類株式36,629,300株、所有割合：18.45%）の全て及び丸紅RIが所有する当社株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、公開買付者と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている当社普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）を除く当社株式11,710,350株（普通株式1,758,400株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：5.89%）、すなわち丸紅所有分及び丸紅RIの同日現在の所有分の合計で当社株式48,360,820株（普通株式1,779,570株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：24.34%）を取得することで、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（但し、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有し、同年4月23日付の譲渡により本日現在丸紅が所有する当社普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを、平成25年3月27日に決定したとのことでしたが、公開買付者は、平成25年7月19日付で公正取引委員会より、公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受領し、上記条件を充足したため、本公開買付けを平成25年7月25日より開始することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、丸紅との間で、両社の信頼関係を礎に、丸紅の保有する世界的調達ネットワークと公開買付者の保有する店舗網とを連携して活用することで、顧客が求めるより安価で質の高い商品・サービスを提供することを目的とした戦略的パートナーシップに関する協定（以下「本協定」といいます。）及び公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結したとのことです。

なお、公開買付者、丸紅及び丸紅 RI は、平成 19 年 3 月 9 日付で株主間契約及びこれに付随する覚書（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しておりましたが、本協定の締結に伴い、本公開買付けの成立を条件に合意解除する予定とのことです。また、公開買付者、丸紅及び当社は、平成 19 年 3 月 9 日付で業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しておりましたが、本株主間契約の終了に伴い、本公開買付けの成立を条件に終了する予定です。

当社甲種株式には当社普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅は本公開買付応募契約において、丸紅及び丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する当社甲種株式（合計 46,581,250 株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅 RI をして行使させない旨、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する当社株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受けた上で、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている当社普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く当社株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しているとのことです。なお、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有していた当社株式の全て 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）は、平成 25 年 4 月 23 日付で丸紅に譲渡されているとのことです。本協定及び本公開買付応募契約の詳細については、後記「3. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにより、丸紅が本日現在所有する当社株式 58,293,520 株（普通株式 11,712,270 株及び甲種株式 46,581,250 株、所有割合：29.34%）のうち、公開買付者と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている当社普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く当社株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）を取得することで、当社の議決権の数の 44.23%を所有することになります。このように本公開買付けは、当社の議決権の数の 40%以上を所有し、公開買付者の役員、使用人又はこれらであった者が当社の役員の過半数を占めることで、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定数の下限を丸紅が本公開買付けに応募する旨の合意をしている当社株式数と同数（48,360,820 株、所有割合：24.34%）と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方で、公開買付者は、本公開買付けによる売却を希望する当社の株主の皆様当社普通株式の売却の機会を提供するため買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式を上場廃止とすることは企図していないとのこと

です（本公開買付けにより当社普通株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。)

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後に公開買付者が所有することとなる当社甲種類株式（76,441,250株）の全てを当社普通株式に転換する予定ですが、当社甲種類株式は議決権を有しており単元株式数も当社普通株式と同じ50株であって、当社甲種類株式1株につき当社普通株式1株が交付されることから、当該転換により当社の総株主の議決権の数が変動することはありません。

（注1）丸紅が平成25年5月1日に提出した変更報告書NO.13によりますと、当社株式21,643,050株を1株当たり284.23円で譲渡したとのことですので、譲渡総額は6,151,604千円となります。

本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募に関し、当社の株主各位のご判断に委ねるに至った意思決定の過程及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

ア) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者グループは、純粋持株会社である公開買付者を中心に200社余りの企業からなるグループであり、ショッピングセンターの核店舗となるGMS（総合スーパー）を北海道から沖縄まで日本全国に展開するGMS事業をはじめとする小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しております。一方、当社も主として小売事業を営み、スーパーマーケット（SM）業態、スーパーマーケット（SSM）業態及びディスカウント（DS）業態等の店舗を日本各地に展開しております。

公開買付者、当社及び丸紅は、当社の早期再生に向けて平成18年10月に締結した資本・業務提携の独占交渉に関する覚書に基づき、業務提携検討委員会を設置のうえ検討を行った結果、公開買付者と当社が共通に有するお客様第一主義の経営理念のもと、お互いの暖簾を尊重しつつ協力・協業していくことにより、当社の早期再生を実現するとともに、両社がさらなる企業価値の向上を達成することが可能であると判断し、平成19年3月9日、資本業務提携を行うことに合意し、同日付で本業務提携契約を締結するとともに、丸紅が所有する当社株式の一部（当社甲種類株式29,860,000株、所有割合：15.31%）を公開買付者が取得すること、また、公開買付者と丸紅の双方が当社へ役員派遣を行うことにより、3社間の信頼・協力関係を築いた上で、公開買付者と当社の両グループ併せて6兆円を超える営業収益（平成19年3月9日当時）の小売連合となるスケールメリットを活かして、共同仕入・共同開発・共同販促、物流の協働化、資材・コスト削減、人材交流といった経営資源・ノウハウの共有化を図り、また丸紅が公開買付者及び当社と関係の深い総合商社として商品供給等を行うことにより、当社の早期再生を実現するべく3社一体となって協力・協業してまいりました。

しかしながら平成25年3月27日現在、公開買付者は単独では当社株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株、所有割合：19.89%）を所有する当社の筆頭株主として当社を持分法適用関連会社としてはいたものの、実質的な当社の筆頭株主は、直接保有分及び100%子会社である丸紅RIを通じた間接保有分を併せて合計で当社株式58,293,520株（普通株式

11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：29.34%）を所有する丸紅でありました。このような公開買付者と当社との資本関係では、当社と同じ総合小売業を営む公開買付者が主体的に当社の経営改革を推進することは難しいこともあり、公開買付者と当社の両グループのスケールメリットとシナジーを最大限に活かして成果を出すまでには至っておらず、当社の業績は平成21年2月期から平成25年2月期にかけて5期連続で連結当期純損失を計上する見込みでした。また、依然として継続しているデフレ傾向や電力・ガス料金の値上げ、雇用環境の停滞、将来的な消費税増税を控えた可処分所得の減少への不安等から消費者を取り巻く環境は年々と厳しさを増し、業種・業態・販売チャネルを越えた価格競争が激化するなど、公開買付者及び当社が属する小売業界はさらなる経営努力が求められており、公開買付者としては公開買付者と当社とのシナジーを追求し、両社の企業価値を向上させるためには、かかる3社の資本関係を見直す必要があると考えるに至ったとのことです。

現在、公開買付者は、平成26年2月期を最終年度とする3ヶ年中期経営計画への対応として、新たな成長ステージに向けたグループ構造改革に取り組み、ブランド認知度の向上及び地域に根ざし、地域のお客様に支持される地域密着経営の深耕を推進しているとのことですが、さらに、当該計画以降の公開買付者グループのさらなる成長へ繋げるため、平成25年3月1日付で公開買付者が公表した「機構改革と人事異動について」に記載されている組織改革のとおり、GMS事業構造改革の第2フェーズを加速し、強固な経営基盤を確立することを目的に経営体制を強化しているとのことです。

公開買付者は、当該3ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得する公開買付者グループの共通戦略の1つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における公開買付者グループのシェア拡大に向け、公開買付者グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しているとのことです。その中で、公開買付者は、平成24年6月頃から当社を公開買付者の連結子会社とすることが公開買付者の「大都市シフト」を推進し公開買付者のシェア拡大に寄与するものであり、また当社にとっても公開買付者と緊密な資本関係を構築することでさらなるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、当社の早期の損益改善等につながる取り組みが可能となることに加え、公開買付者グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンドライジング（注1）等）の共有により当社店舗の魅力が増し、さらには財務面での支援等により当社の成長戦略又は店舗資産活性化についても実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るためには当社を公開買付者の連結子会社とすることが最善の策であると判断したとのことです。一方で、これまで当社の早期再生に向けて3社で協力してきた丸紅と当社との関係に鑑み、平成24年12月頃から、まずは、公開買付者と丸紅との2社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、当社株式のうち5%を継続保有することを含め、今後も3社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成25年3月上旬、公開買付者は当社に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成25年3月27日、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

（注1）非食品部門のマーチャンドライジングとは、衣料品・生活用品・非物販サービスといった非食品部門の商品とサービスの販売と提供に関わる業務全般、具体的には商品・サービスの開発や品揃え、売場展開と演出、その他販売促進等の一連の業務活動について指しております。

#### イ) 本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

上記のとおり、公開買付者、当社及び丸紅との間の本業務提携は、本公開買付けの成立を条件に終了いたしますが、公開買付者は、本公開買付け後に当社を連結子会社化した後も、本業務提携契約の趣旨を踏まえ、当社の自主性と独立性を尊重し、公開買付者と当社が共通に有するお客様第一主義の基本理念のもと、公開買付者及び当社が互いの暖簾を尊重しつつ、解決すべき課題を乗り越えて協力・協業することにより、お客様により高い支持を得ることのできる商品・サービスの提供と両社の一層の発展を目指し、当社の運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意のうえ、当社との連携の強化を図っていきたいと考えているとのことであり、当社の連結子会社化によるシナジーを最大限に発揮できる方法を両社で協議していくとのことです。

なお、公開買付者は、平成 25 年 3 月 27 日現在、当社に対して、公開買付者の役員、使用人又はこれらであった者 3 名を取締役として、1 名を監査役として指名しておりましたが、平成 25 年 5 月 22 日開催の当社定時株主総会において、当社の取締役として、公開買付者が指名する村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明の 5 名、並びに当社の監査役として、公開買付者が指名する川本敏雄及び瀧田和成の 2 名を選任する旨の議案を上程するよう公開買付者より要請を受け、本日現在、当社は当社の取締役 9 名及び監査役 4 名のうち、公開買付者の役員、使用人又はこれらであった者 5 名(村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明)を取締役として、2 名(川本敏雄及び瀧田和成)を監査役として指名されております。また、本協定に基づき、丸紅は当社の取締役 1 名の指名権を有しているとのことであり、上記定時株主総会において、当社の取締役として、丸紅が指名する山崎康司を選任する旨の議案を上程するよう要請を受け、本日現在取締役 1 名(山崎康司)の指名を受けているほか、監査役 1 名(鶴山和英)の指名を受けております。なお、公開買付者は、現時点において本公開買付け後の当社の商号、店舗等の屋号、事業内容、従業員の雇用、人事制度や処遇等についての変更は考えておらず、当社の事業運営は現行の運営体制の継続を前提としているとのことです。

#### ウ) 当社の意思決定の過程及び理由

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程は以下のとおりです。

当社は、平成 19 年 3 月に公開買付者及び丸紅の間で本業務提携契約を締結し、当社と公開買付者が共通に有するお客様第一主義の基本理念のもと、当社及び公開買付者が互いの暖簾を尊重しつつ、解決すべき課題を乗り越えて協力・協業することにより、お客様により高い支持を得ることのできる商品・サービスの提供と当社の早期再生、さらには両社の一層の発展を実現するべく、現在に至るまで一体となって協力・協業してまいりました。具体的には、公開買付者からの役員の受け入れにより両社の信頼・協力関係を構築した上で、商品の共同調達や共同開発、機器、資材等の共同購入や購買システムの共同利用、物流の戦略的統合や両社間の人材交流等の取り組みを推進し、提携開始の翌年にあたる平成 21 年 2 月期については、下降トレンドにあった既存店売上高が前年度を上回るなど、順調に推移しておりました。

しかしながら、平成 20 年の世界同時不況を発端とした国内消費の急激な冷え込み等により売上高が急速に低下し、平成 22 年 2 月期については上場以来初となる通期連結営業損失となりました。平

成 23 年 2 月期以降については現経営体制下において、一層のコスト構造改革と将来に向けた資産の活性化等を推進し、平成 23 年 2 月期については連結営業黒字、平成 24 年 2 月期については連結経常黒字と、再生に向けて着実に進捗してまいりました。東日本大震災から 1 年を迎えた平成 25 年 2 月期については、以前とは当社を取り巻く環境が一変し、またその変化のスピードの早まりに構造改革がついていけなかったことで、平成 25 年 4 月 12 日付で公表した「平成 25 年 2 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、連結営業損失となり、5 年連続で連結当期純損失となりました。今後につきましても、依然として国内の消費環境は年々厳しさを増し、当社の属する小売業については、競争がさらに激しくなるものと予想しております。このような環境下において、当社がこれからは暖簾を守り、事業を継続していくためには、元々の経営課題である高コスト体質と資産の老朽化による店舗競争力、魅力度の低下等に対する抜本的な構造改革を、一層スピードを上げて行うことが必要になってまいりますが、早期損益改善等の実現にあたっては、当社が保有する経営資源とノウハウを中心とした、今までの延長線にある改革だけでは対処が難しいとの認識をもっております。そのような状況の中で、当社は平成 25 年 3 月上旬に公開買付者より当社に対する公開買付けに関する提案を受け、両者間で慎重に協議を重ねてまいりました。今回の提案を受け、当社にとっては公開買付者の連結子会社になることで、当社に対する一層の支援、具体的には当社の成長戦略あるいは店舗資産活性化を目的とした財務面での支援、事業成長に資する人材面でのさらなる交流、公開買付者グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング等）を活用した店舗魅力度向上への協力と支援等が実現し、当社の構造改革に大きく貢献すると考えております。また、公開買付者が当社普通株式を上場廃止することを企図しておらず、当社の上場会社としての一定の経営の自主性・独立性と「お互いの暖簾を尊重しよう」という現行の業務提携の基本方針は引き継いだ上で、これまで以上に様々な領域での事業シナジーを追求することで、企業価値の向上とさらなる発展につながるとの考えに至りました。

以上のような経緯の下、当社は、平成 25 年 3 月 27 日開催の当社の取締役会において、後記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の T M I 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、公開買付者との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、当社株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、3 月 27 日付プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

一方、公開買付けへの応募に関する意見については、当社が平成 25 年 4 月 12 日付で公表した「平成 25 年 2 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の内容並びに後記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）から取得した当社普通株式に対する株式価値算定書及び T M I 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討を



行った結果、本公開買付価格は最終的には丸紅と公開買付者との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、当社株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が当社株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、当社普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、当社株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧的効果はない(すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない)と考えられることに鑑み、当社は、4月12日付プレスリリースに記載のとおり、平成25年4月12日開催の取締役会において、本公開買付けへの応募については、当社の株主各位のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。また、当社としても、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の東京証券取引所市場第一部上場を維持する方針です。しかし、公開買付者は、本公開買付けによる売却を希望する当社の株主の皆様に売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額)が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないときのいずれかの上場廃止基準に該当する場合があります。なお、公開買付者は、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている丸紅が所有する当社普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%)が本公開買付け後も残ることから、に抵触する可能性は低いものと考えているとのことであり、また、本公開買付けの結果、万が一、当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は、当社と当社普通株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、公開買付者は、当社との間で合意された方策を実行することです。

### (4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けによる売却を希望する当社の株主の皆様が売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定せず、本公開買付けを実施いたしますが、公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式を上場廃止とすることを企図していないとのことです。よって、本公開買付けが成立した場合には、当社普通株式を追加で取得することは現時点において予定していないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する当社普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%)について、行使

価格を本公開買付価格と同額として、丸紅の公開買付者に対するプットオプションを設定しておりますが、丸紅によるプットオプションの行使期間は定められておらず、現時点において具体的な追加取得の予定はないとのことです。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募に関し、当社の株主各位のご判断に委ねる旨の決定をした平成 25 年 3 月 27 日及び同年 4 月 12 日並びに本日現在のいずれにおいても、当社は公開買付者の子会社ではありませんが、平成 25 年 3 月 27 日及び同年 4 月 12 日現在において、公開買付者、丸紅及び丸紅 RI の合計で当社株式 97,797,520 株（普通株式 21,356,270 株及び甲種類株式 76,441,250 株、所有割合：49.23%）を所有していたこと、当社取締役 8 名のうち公開買付者及び丸紅各 1 名ずつの出身者と各 2 名ずつの出向者がいたこと、また、当社監査役 5 名のうち公開買付者及び丸紅各 1 名ずつの役員が兼務をし、1 名が丸紅グループの出身者であったことから、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公開買付者及び当社は、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における措置

公開買付者は、本公開買付けの価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、公開買付者、丸紅、丸紅 RI 及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、S M B C 日興証券は、公開買付者、丸紅、丸紅 RI 及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

S M B C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は S M B C 日興証券から平成 25 年 3 月 26 日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、公開買付者は、S M B C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。S M B C 日興証券により上記各手法において算定された当社普通株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	208 円から 221 円
類似上場会社比較法	144 円から 205 円
D C F 法	222 円から 366 円

市場株価法では、平成 25 年 3 月 17 日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221 円、208 円（小数

点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。))を基に、1株当たりの株式価値の範囲を208円から221円までと分析しているとのことです。なお、S M B C日興証券は、当社普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近6ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を144円から205円までと分析しているとのことです。

D C F法では、公開買付者がS M B C日興証券に提供した当社に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年2月期以降の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を222円から366円までと分析しているとのことです。

なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した当社に関する事業計画は、公開買付者が、当社から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューを基に作成したもののとのことです。また、この当社に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためとのことです。S M B C日興証券は当社普通株式の株式価値の算定にあたり、当社が平成25年3月27日付で公表した「特別損失(固定資産減損損失)の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成25年2月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

公開買付者は、S M B C日興証券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の当社普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成25年3月27日に、本公開買付価格を270円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年3月26日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値317円に対して14.83%(小数点以下第三位四捨五入。以下、ディスカウント及びプレミアムの計算について同じです。)のディスカウントをした価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値256円に対して5.47%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値222円に対して21.62%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値189円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。また、本公開買付価格は、本日の前営業日である平成25年7月23日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値356円に対して24.16%のディスカウントをした価格となっているとのことです。

当社甲種株式の買付け等の価格については、実質的に当社普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、当社甲種株式1株当たり270円としたとのことです。具体的には、当該甲種株式には当社普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を270円と決定した平成25年3月27日に当該取得請求権を行使した場合、当社甲種株式1株につき当社普通株式1株が交付されることから、本公開買付価格と同額である270円としたとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける当社甲種株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、当社、公開買付者、丸紅及び丸紅 RI から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に、当社の普通株式に対する株式価値の算定を依頼し、平成 25 年 4 月 12 日付で「株式価値算定書」(以下、「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)。また、野村證券は、当社、公開買付者、丸紅及び丸紅 RI の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

野村證券は、本株式価値算定書において、当社の株式価値の算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行いました。当該各手法に基づき算定した当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 182 円から 314 円

類似会社比較法 : 231 円から 464 円

DCF法 : 219 円から 622 円

市場株価平均法では、本公開買付けへの応募に関する意見を公表した平成 25 年 4 月 12 日の前営業日である平成 25 年 4 月 11 日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値(314 円(小数点以下四捨五入。以下、終値平均値の計算において同じです。))、直近 1 週間の終値平均値(312 円)、直近 1 ヶ月間の終値平均値(293 円)、直近 3 ヶ月間の終値平均値(241 円)及び直近 6 ヶ月間の終値平均値(203 円)、また本公開買付けに関する憶測報道がなされた平成 25 年 3 月 17 日の直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、直前の 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各期間における終値平均値(それぞれ、231 円、221 円、208 円、182 円)を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値を 182 円から 314 円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社株式 1 株当たりの株式価値を 231 円から 464 円までと算定しております。

DCF法では、当社の平成 26 年 2 月期以降の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しており、これにより当社株式 1 株当たりの株式価値を 219 円から 622 円までと算定しております。

なお、当社は、当社の甲種類株式の株式価値の算定について、第三者算定機関に対し、算定の依頼をしておらず、甲種類株式に関する株式価値算定書は取得していません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、当社取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社、公開買付者、丸紅及び丸紅 RI から独立したリーガルアドバイザーである T M I 総合法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定過程・方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。

## 当社における取締役の承認

当社は、上記「(2)意見の根拠及び理由」「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」「ウ)当社の意思決定の過程及び理由」に記載した経緯の下、TMI総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、公開買付者との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至りました。かかる認識の下、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、当社株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、3月27日付プレスリリースに記載のとおり、平成25年3月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

また、野村證券から取得した当社普通株式に対する本株式価値算定書及びTMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付け価格は最終的には丸紅と公開買付者との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、当社株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が当社株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、当社普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、当社株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧的效果はない(すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない)と考えられることに鑑み、4月12日付プレスリリースに記載のとおり、平成25年4月12日開催の取締役会において、本公開買付けへの応募については、当社の株主各位のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

上記の平成25年3月27日開催の取締役会及び平成25年4月12日開催の取締役会においては、いずれにおきましても、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず公開買付者及び丸紅の出身者又は出向者を除く取締役のみで審議及び決議を行いました(以下、平成25年3月27日開催の取締役会及び平成25年4月12日開催の取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者及び丸紅の出身者又は出向者である取締役が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年3月27日開催の取締役会及び平成25年4月12日開催の取締役会のいずれにおきましても、第1決議に参加しなかった取締役を加えた当社の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行っております(以下、平成25年3月27日開催の取締役会及び平成25年4月12日開催の取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者の出身であり、又は、公開買付者からの出向者である、当時の、当社代表取締役会長 川戸義晴、当社取締役 山下昭典及び当社取締役 川本敏雄、並びに、丸紅の出身であり、又は、丸紅からの出向者である、当時の、当社代表取締役社長 桑原道夫、当社取締役 山崎康司及び当社取締役 小倉泰彦は、第1決議の審議及び

決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しております。また、同様の観点から、上記の6名の取締役は、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

なお、当社監査役については、平成25年3月27日開催の取締役会においては、公開買付者の取締役専務執行役を兼務する豊島正明、丸紅の執行役員を兼務する田島真、丸紅の出身である鵜山和英は、同様の観点から第1決議に係る取締役会の審議には参加せず、第2決議に係る取締役会の審議にのみ参加いたしました。また、平成25年4月12日開催の取締役会においては、第1決議に係る取締役会の審議については永井英介のみ参加し、第2決議に係る取締役会の審議については、永井英介及び鵜山和英の2名が参加いたしました。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられておりません。

### 3. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

#### (1) 本協定

公開買付者、丸紅、丸紅 RI 及び丸紅フーズインベストメント株式会社（平成23年7月5日付で存続会社を丸紅 RI として合併したことにより、同社の持分は丸紅 RI に承継されております。）は、平成19年3月9日付で株主間契約を締結し、各社が所有する当社株式につき、一定の要件が満たされるまでは、一定の事項につき特定の方法で議決権を行使すること、並びに一定の要件が満たされるまでは株式の譲渡等を禁ずること等に合意しておりましたが、公開買付者は、本公開買付けを実施するにあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、本協定を締結し、本公開買付けの成立を条件に本株主間契約を合意解除する予定であるとのことです。なお、本協定においては、本公開買付けの実施に関する事項のほか、本公開買付けの成立を条件に、(a) 公開買付者と丸紅との戦略的パートナーシップにより食品分野で国内外における効率的なサプライチェーンマネジメントを構築すること、(b) 当社の業績改善を目指して丸紅グループの当社に対する安定した商品供給を今後も継続すること、(c) 当社の金融機関に対する返済資金その他の必要資金について公開買付者が必要な支援を行うこと、(d) 本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受ける丸紅 RI が平成25年3月27日現在所有する当社株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）のうち、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する当社普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%。以下、本(1)において、「本継続保有株式」といいます。）について、行使価格を本公開買付価格と同額として、丸紅の公開買付者に対するプットオプションを設定すること、(e) 丸紅が本継続保有株式を保有している間は、丸紅は当社の取締役1名の指名権を有すること、(f) 丸紅が本継続保有株式を保有している間は、本継続保有株式の内容を変更する行為、現金その他の財産と交換する行為について丸紅の事前同意を得ること、及び当社の組織再編行為といった重要な事項について丸紅に事前通知すること、(g) 本株主間契約の合意解除について、合意しているとのことです。

#### (2) 本公開買付応募契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、本公開

買付応募契約を締結しているとのことです。丸紅は本公開買付応募契約において、当社甲種類株式には当社普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する当社甲種類株式（合計 46,581,250 株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅 RI をして行使させない旨、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する当社株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受けた上で、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている当社普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く当社株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）については本公開買付けに応募する旨に合意しているとのことです。なお、上記のとおり、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有していた当社株式の全て 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）は、平成 25 年 4 月 23 日付で丸紅に譲渡されております。

丸紅は、(a)公開買付者の本公開買付応募契約上の表明保証(注 1)が重要な点において真実かつ正確ではない場合、(b)公開買付者の本公開買付応募契約上の義務(注 2)に違反がある場合、(c)当社において、本公開買付けに賛同する旨の出席取締役全員一致の取締役会決議が行われない場合、又は行われてもその内容を公表しない場合、若しくはこれを撤回し、又はこれと矛盾する内容の取締役会決議を行った場合、(d)天災地変その他丸紅及び丸紅 RI に帰責性のない事由により本公開買付けへの応募が社会通念上不可能であると認められる影響が新たに判明した場合、(e)公開買付者が独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受理しなかった場合、(f)公開買付者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）が開始された場合、(g)本公開買付けに対抗する公開買付けその他の当社の株式を対象とする買付け行為が提案又は公表された場合で、丸紅が本公開買付けに応募することが取締役の善管注意義務又は忠実義務違反となると合理的に判断する場合には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、丸紅がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。

(注 1)本公開買付応募契約では、( )本公開買付応募契約の締結及び履行、強制執行可能性、( )必要な許認可等の取得、( )法令等、社内規則、及び他の契約等との抵触の不存在、( )資金調達に関する事項が公開買付者の表明保証事項とされているとのことです。

(注 2)本公開買付応募契約では、公開買付者は、( )本公開買付応募契約に従って公開買付けを実施する義務、( )秘密保持義務、( )契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っているとのことです。

#### 4 . 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

#### 5 . 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6．公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。

7．公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

8．今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針及び当社株式の上場廃止に関する見込みに関しましては、上記「2.(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由、本公開買付けの概要」、「2.(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「2.(4) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の平成26年2月期の業績に与える影響は、現時点ではないものと認識しておりますが、今後、業績見通しに開示すべき重要な影響があることが判明した場合には、速やかに開示いたします。

以 上

(参考) 買付け等の概要

公開買付者が平成25年7月24日付で公表した添付資料「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの実施に関するお知らせ」をご参照ください。



2013年7月24日

各 位

会 社 名 イ オ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 岡 田 元 也  
( コード番号 8 2 6 7 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 秘 書 室 責 任 者 堤 唯 見  
( 電 話 番 号 0 4 3 - 2 1 2 - 6 0 4 2 )

## 株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの実施に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 3 月 27 日付プレスリリース「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」、平成 25 年 3 月 29 日付プレスリリース「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」及び平成 25 年 4 月 12 日付プレスリリース「株式会社ダイエーによる公開買付けへの応募に関する意見表明のお知らせ」において、株式会社ダイエー（コード番号：8263、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び甲種類株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表しておりました。

本公開買付けにつきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第 17 条の 2 第 1 項）を行わない旨の通知を受けることが実施条件となっておりましたが、当社は平成 25 年 7 月 19 日付プレスリリース「株式会社ダイエー株式取得に関する公正取引委員会の審査結果について」にて公表のとおり、平成 25 年 7 月 19 日付で公正取引委員会より同通知を受領し、本日、本公開買付けを平成 25 年 7 月 25 日から開始することにいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 25 年 3 月 27 日現在、対象者株式 39,504,000 株（普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株（注 1））。対象者普通株式及び対象者甲種類株式の単元株式数は、いずれも 50 株であり、対象者が平成 25 年 7 月 11 日に提出した第 63 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の対象者の総株主の議決権の数（3,973,140 個）に対する所有割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）は 19.89%となります。）を所有する対象者の筆頭株主であり、本日現在においては、当社が所有する対象者株式に変動はないものの、対象者の第三位株主であった丸紅リテールインベストメント株式会社（丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）の 100%子会社。以下「丸紅 RI」といいます。）が平成 25 年 3 月 27 日現在所有していた対象者株式の全て 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）を、平成 25 年 4 月 23 日付で対象者の第二位株主であ

った丸紅に譲渡（注2）したため、本日現在における対象者の筆頭株主は、対象者株式を 58,293,520 株（普通株式 11,712,270 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：29.34%）所有する丸紅であり、当社は対象者の第二位株主であります。なお、平成 25 年 3 月 27 日現在及び本日現在のいずれにおきましても、当社の対象者に対する議決権の所有割合は 100 分の 20 未満であるものの実質的な影響力を考慮し、当社は対象者を持分法適用関連会社としております。

当社は、平成 25 年 3 月 27 日付「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にて公表のとおり、独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨の通知を受けることを条件に、平成 25 年 3 月 27 日現在丸紅が所有する対象者株式 36,650,470 株（普通株式 21,170 株及び甲種類株式 36,629,300 株、所有割合：18.45%）の全て及び丸紅 RI が所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）のうち、当社と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式 11,710,350 株（普通株式 1,758,400 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：5.89%）、すなわち丸紅所有分及び丸紅 RI の同日現在の所有分の合計で対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）を取得することで、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、平成 25 年 3 月 27 日現在では丸紅 RI が所有し、平成 25 年 4 月 23 日付の譲渡により本日現在では丸紅が所有する対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを同日決定しておりましたが、今般、当該条件が平成 25 年 7 月 19 日をもって充足されましたので、本日、本公開買付けを平成 25 年 7 月 25 日から開始することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、丸紅との間で、両社の信頼関係を礎に、丸紅の保有する世界的調達ネットワークと当社の保有する店舗網とを連携して活用することで、顧客が求めるより安価で質の高い商品・サービスを提供することを目的とした戦略的パートナーシップに関する協定（以下「本協定」といいます。）及び公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。なお、当社、丸紅及び丸紅 RI は、平成 19 年 3 月 9 日付で株主間契約及びこれに付随する覚書（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しておりましたが、本協定の締結に伴い、本公開買付けの成立を条件に合意解除する予定です。また、当社、丸紅及び対象者は、平成 19 年 3 月 9 日付で業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しておりましたが、本株主間契約の終了に伴い、本公開買付けの成立を条件に終了する予定です。

丸紅は本公開買付応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する対象者甲種類株式（合計 46,581,250 株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅 RI をして行使させない旨、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受けただうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しております。なお、上記のとおり、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現

在所有していた対象者株式の全て 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）は、平成 25 年 4 月 23 日付で丸紅に譲渡されております。本協定及び本公開買付け応募契約の詳細については、後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

当社は、本公開買付けにより、丸紅が本日現在所有する対象者株式 58,293,520 株（普通株式 11,712,270 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：29.34%）のうち、当社と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）を取得することで、対象者の議決権の数の 44.23%を所有することになります。なお、当社は、本日現在、対象者の取締役 9 名及び監査役 4 名のうち、当社の役員、使用人又はこれらであった者 5 名（村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明）を取締役として、2 名（川本敏雄及び濱田和成）を監査役として指名しております。

このように本公開買付けは、対象者の議決権の数の 40%以上を所有し、当社の役員、使用人又はこれらであった者が対象者の役員の過半数を占めることで、対象者を当社の実質支配力基準に基づく連結子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定数の下限を丸紅が本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式数と同数（48,360,820 株、所有割合：24.34%）と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方で、当社は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するため買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行いますが、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることは企図しておりません（本公開買付けにより対象者普通株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「（6）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の終了後に当社が保有することとなる対象者甲種類株式（76,441,250 株）の全てを対象者普通株式に転換する予定ですが、対象者甲種類株式は議決権を有しており、単元株式数も対象者普通株式と同じ 50 株であって、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、当該転換により対象者の総株主の議決権の数変動することはありません。

対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「3 月 27 日付対象者プレスリリース」といいます。）、平成 25 年 4 月 12 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けへの応募に関する意見表明のお知らせ」（平成 25 年 4 月 19 日付で公表した「訂正」イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けへの応募に関する意見表明のお知らせ）の一部訂正について」を含み、以下「4 月 12 日付対象者プレスリリース」といいます。）及び平成 25 年 7 月 24 日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施に関するお知らせ」（以下「7 月 24 日付対象者プレスリリース」といい、「3 月 27 日付対象者プレスリリース」、「4 月 12 日付対象者プレスリリース」及び「7 月 24 日付対象者プレスリリース」を総称して「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会において、TMI 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、

企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。一方、本公開買付けへの応募に関する意見については、当時集計中の対象者の平成 25 年 2 月期の連結及び個別決算の内容、並びに決算内容を分析のうえで算出する予定の対象者の平成 26 年 2 月期の業績予想等も踏まえて協議・検討し、対象者の平成 25 年 2 月期決算短信とともに平成 25 年 4 月 12 日に公表する予定としておりましたが、平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において、対象者が同日付で公表した「平成 25 年 2 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の内容並びに野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から取得した対象者普通株式に対する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び T M I 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けにおける対象者普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は最終的には丸紅と当社との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、対象者普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧的効果はない（すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない）と考えられることに鑑み、本公開買付けへの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

（注 1）対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、対象者甲種類株式 1 株を対象者普通株式 1 株とみなして計算しております。なお、対象者甲種類株式は 1 単元（50 株）につき 1 個の議決権を有します。

（注 2）丸紅が平成 25 年 5 月 1 日に提出した変更報告書 NO.13 によりますと、対象者株式 21,643,050 株を 1 株当たり 284.23 円で譲渡したとのことですので、譲渡総額は 6,151,604 千円となります。

## （ 2 ）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、純粋持株会社である当社を中心に 200 社余りの企業からなるグループであり、ショッピングセンターの核店舗となる G M S（総合スーパー）を北海道から沖縄まで日本全国に展開する G M S 事業をはじめとする小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しております。一方、対象者も主として小売事業を営み、スーパーマーケット（ S M ）業態、スーパースーパーマーケット（ S S M ）業態及びディスカウント（ D S ）業態等の店舗を日本各地に展開しております。

当社、対象者及び丸紅は、対象者の早期再生に向けて平成 18 年 10 月に締結した資本・業務提携の独占交渉に関する覚書に基づき、業務提携検討委員会を設置のうえ検討を行った結果、当社と対象者が共通に有するお

客様第一主義の経営理念のもと、お互いの暖簾を尊重しつつ協力・協業していくことにより、対象者の早期再生を実現するとともに、両社が更なる企業価値の向上を達成することが可能であると判断し、平成 19 年 3 月 9 日、資本業務提携を行うことに合意し、同日付で本業務提携契約を締結するとともに、丸紅が所有する対象者株式の一部（対象者甲種類株式 29,860,000 株、所有割合：15.31%）を当社が取得すること、また、当社と丸紅の双方が対象者へ役員の派遣を行うことにより、3 社間の信頼・協力関係を築いたうえで、当社と対象者との両グループ併せて 6 兆円を超える営業収益（平成 19 年 3 月 9 日当時）の小売連合となるスケールメリットを活かして、共同仕入・共同開発・共同販促、物流の協働化、資材・コスト削減、人材交流といった経営資源・ノウハウの共有化を図り、また丸紅が当社及び対象者と関係の深い総合商社として商品供給等を行うことにより、対象者の早期再生を実現するべく 3 社一体となって協力・協業してまいりました。

しかしながら平成 25 年 3 月 27 日現在、当社は単独では対象者株式 39,504,000 株（普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株、所有割合：19.89%）を所有する対象者の筆頭株主として対象者を持分法適用関連会社としてはいたものの、実質的な対象者の筆頭株主は、直接保有分及び 100%子会社である丸紅 RI を通じた間接保有分を併せて合計で対象者株式 58,293,520 株（普通株式 11,712,270 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：29.34%）を所有する丸紅でありました。このような当社と対象者との資本関係では、対象者と同じ総合小売業を営む当社が主体的に対象者の経営改革を推進することは難しいこともあり、当社と対象者の両グループのスケールメリットとシナジーを最大限に活かして成果を出すまでには至っておらず、対象者の業績は平成 21 年 2 月期から平成 25 年 2 月期にかけて 5 期連続で連結当期純損失を計上しております。また、依然として継続しているデフレ傾向や電力・ガス料金の値上げ、雇用環境の停滞、将来的な消費税増税を控えた可処分所得の減少への不安等から消費者を取り巻く環境は年々と厳しさを増し、業種・業態・販売チャネルを超えた価格競争が激化するなど、当社及び対象者が属する小売業界は更なる経営努力が求められており、当社としては当社と対象者とのシナジーを追求し、両社の企業価値を向上させるためには、かかる 3 社の資本関係を見直す必要があると考えるに至りました。

現在、当社は、平成 26 年 2 月期を最終年度とする 3 ヶ年中期経営計画への対応として、新たな成長ステージに向けたグループ構造改革に取り組み、ブランド認知度の向上及び地域に根ざし、地域のお客様に支持される地域密着経営の深耕を推進しておりますが、さらに、当該計画以降の当社グループの更なる成長へ繋げるため、平成 25 年 3 月 1 日付で公表した「機構改革と人事異動について」に記載しました組織改革のとおり、GMS 事業構造改革の第 2 フェーズを加速し、強固な経営基盤を確立することを目的に経営体制を強化しております。

当社は、当該 3 ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得するグループの共通戦略の 1 つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における当社グループのシェア拡大に向け、グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しております。その中で、当社は、平成 24 年 6 月頃から対象者を当社の連結子会社化とすることが当社の「大都市シフト」を推進し当社のシェア拡大に寄与するものであり、また対象者にとっても当社と緊密な資本関係を構築することで更なるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、対象者の早期の損益改善等に繋がる取り組みが可能となることに加え、当社グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング（注 3）等）の共有により店舗の魅力が増し、更には財務面での支援等により対象者の成長戦略又は店舗資産活性化も実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るためには対象者を当社の連結子会社とすることが最善の策であると判断いたしました。一方で、これまで対象者の早期再生に向けて 3 社で協力し

てきた丸紅と対象者の関係に鑑み、平成 24 年 12 月頃から、まずは、当社と丸紅との 2 社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、対象者株式のうち 5 % を継続保有することを含め、今後も 3 社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成 25 年 3 月上旬、当社は対象者に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成 25 年 3 月 27 日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

上記のとおり、当社、対象者及び丸紅との間の本業務提携契約は、本公開買付けの成立を条件に終了いたしますが、当社は、本公開買付け後に対象者を連結子会社化した後も、本業務提携契約の趣旨を踏まえ、対象者の自主性と独立性を尊重し、当社と対象者が共通に有するお客様第一主義の基本理念のもと、当社及び対象者が互いの暖簾を尊重しつつ、解決すべき課題を乗り越えて協力・協業することにより、お客様により高い支持を得ることのできる商品・サービスの提供と両社の一層の発展を目指し、対象者の運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意のうえ、対象者との連携の強化を図っていきたいと考えており、対象者の連結子会社化によるシナジーを最大限に発揮できる方法を両社で協議していきます。

当社は、平成 25 年 3 月 27 日現在、対象者に対して、当社の役員、使用人又はこれらであった者 3 名を取締役として、1 名を監査役として指名していましたが、平成 25 年 5 月 22 日開催の対象者定時株主総会において、対象者の取締役の過半数につき当社が指名する者を選任する旨の議案を上程するよう要請し、本日現在、対象者の取締役 9 名及び監査役 4 名のうち、当社の役員、使用人又はこれらであった者 5 名（村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明）を取締役として、2 名（川本敏雄及び濱田和成）を監査役として指名しております。また、本協定に基づき、丸紅は対象者の取締役 1 名の指名権を有していることから、同総会において取締役 1 名（山崎康司氏）を指名しているほか、監査役 1 名（鶴山和英氏）を指名しております。なお、現時点において本公開買付け後の対象者の商号、店舗等の屋号、事業内容、従業員の雇用、人事制度や処遇等についての変更は考えておらず、対象者の事業運営は現行の運営体制の継続を前提としております。

（注 3）非食品部門のマーチャンダイジングとは、衣料品・生活用品・非物販サービスといった非食品部門の商品とサービスの販売と提供に関わる業務全般、具体的には商品・サービスの開発や品揃え、売場展開と演出、その他販売促進等の一連の業務活動について指しております。

### （3）本公開買付けに関する重要な合意等

#### 本協定

当社、丸紅、丸紅 RI 及び丸紅フーズインベストメント株式会社（平成 23 年 7 月 5 日付で存続会社を丸紅 RI として合併したことにより、同社の持分は丸紅 RI に承継されております。）は、平成 19 年 3 月 9 日付で株主間契約を締結し、各社が所有する対象者株式につき、一定の要件が満たされるまでは、一定の事項につき特定の方法で議決権を行使すること、並びに一定の要件が満たされるまでは株式の譲渡等を禁ずること等に合意しておりましたが、当社は、本公開買付けを実施するにあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、丸紅との間で、本協定を締結し、本公開買付けの成立を条件に本株主間契約を合意解除する予定です。なお、本協定においては、本公開買付けの実施に関する事項のほか、本公開買付けの成立を条件に、(a) 当社と丸紅との戦略的パートナーシップにより食品分野で国内外における効率的なサプライチェーンマネジメントを構築すること、(b) 対象者の業績改善を目指して丸紅グループの対象者に対する安定した商品供給を今後も継続すること、(c) 対象者の金融機関に対する返済資金その他の必要資金について当社が必要な支援を行うこと、(d) 本公開買付けの開

始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受ける丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）のうち、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%。以下、本 において、「本継続保有株式」といいます。）について、行使価格を本公開買付け価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定すること、(e) 丸紅が本継続保有株式を保有している間は、丸紅は対象者の取締役 1 名の指名権を有すること、(f) 丸紅が本継続保有株式を保有している間は、本継続保有株式の内容を変更する行為、現金その他の財産と交換する行為について丸紅の事前同意を得ること、及び対象者の組織再編行為といった重要な事項について丸紅に事前通知すること、(g) 本株主間契約の合意解除について、合意しております。

#### 本公開買付け応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成 25 年 3 月 27 日付で、丸紅との間で、本公開買付け応募契約を締結しております。丸紅は本公開買付け応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する対象者甲種類株式（合計 46,581,250 株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅 RI をして行使させない旨、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有する対象者株式 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅 RI から譲り受けたうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式 9,932,700 株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式 48,360,820 株（普通株式 1,779,570 株及び甲種類株式 46,581,250 株、所有割合：24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しております。なお、上記のとおり、丸紅 RI が平成 25 年 3 月 27 日現在所有していた対象者株式の全て 21,643,050 株（普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合：10.89%）は、平成 25 年 4 月 23 日付で丸紅に譲渡されております。

丸紅は、(a)当社の本公開買付け応募契約上の表明保証(注 1)が重要な点において真実かつ正確ではない場合、(b)当社の本公開買付け応募契約上の義務(注 2)に違反がある場合、(c)対象者において、本公開買付けに賛同する旨の出席取締役全員一致の取締役会決議が行われない場合、又は行われてもその内容を公表しない場合、若しくはこれを撤回し、又はこれと矛盾する内容の取締役会決議を行った場合、(d)天災地変その他丸紅及び丸紅 RI に帰責性のない事由により本公開買付けへの応募が社会通念上不可能であると認められる影響が新たに判明した場合、(e)当社が独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受取しなかった場合、(f)当社について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）が開始された場合、(g)本公開買付けに対抗する公開買付けその他の対象者の株式を対象とする買付け行為が提案又は公表された場合で、丸紅が本公開買付けに応募することが取締役の善管注意義務又は忠実義務違反となると合理的に判断する場合には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付け応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、丸紅がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(注 1)本公開買付け応募契約では、( )本公開買付け応募契約の締結及び履行、強制執行可能性、( )必要な許認可等の取得、( )法令等、社内規則、及び他の契約等との抵触の不存在、( )資金調達に関する事項が当社の表明保証事項とされております。

(注 2)本公開買付け応募契約では、当社は、( )本公開買付け応募契約に従って公開買付けを実施する義務、( )秘密保持義務、( )契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

( 4 ) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正

#### 性等を担保するための措置

本公開買付けの開始を決定した平成 25 年 3 月 27 日現在及び本日現在のいずれにおいても、対象者は当社の子会社ではありませんが、平成 25 年 3 月 27 日現在、当社、丸紅及び丸紅 RI の合計で対象者株式 97,797,520 株（普通株式 21,356,270 株及び甲種類株式 76,441,250 株、所有割合：49.23%）を所有していたこと、対象者取締役 8 名のうち当社及び丸紅各 1 名ずつの出身者と各 2 名ずつの出向者がいたこと、また、対象者監査役 5 名のうち当社及び丸紅各 1 名ずつの役員が兼務をし、1 名が丸紅グループの出身者であったことから、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社及び対象者は、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの決定にあたり、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、S M B C 日興証券は、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

S M B C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社は S M B C 日興証券から平成 25 年 3 月 26 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、S M B C 日興証券から本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。S M B C 日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	208 円から 221 円
類似上場会社比較法	144 円から 205 円
D C F 法	222 円から 366 円

市場株価法では、平成 25 年 3 月 17 日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221 円、208 円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。））を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 208 円から 221 円までと分析しております。なお、S M B C 日興証券は、対象者普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 144 円から 205 円までと分析しております。

D C F 法では、当社が S M B C 日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年 2 月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 222 円から 366 円までと分析しております。



なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューを基に作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。S M B C日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 25 年 2 月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去 3 ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成 25 年 3 月 27 日に、本公開買付価格を 270 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成 25 年 3 月 26 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 317 円に対して 14.83%（小数点以下第三位四捨五入。以下、ディスカウント及びプレミアムの計算について同じです。）のディスカウントをした価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 256 円に対して 5.47%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 222 円に対して 21.62%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 189 円に対して 42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本日の前営業日である平成 25 年 7 月 23 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 356 円に対して 24.16%のディスカウントをした価格となっております。

対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式 1 株当たり 270 円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を 270 円と決定した平成 25 年 3 月 27 日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付価格と同額である 270 円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書の取得

4 月 12 日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者、当社、丸紅及び丸紅 RI から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に、対象者の普通株式に対する株式価値の算定を依頼し、平成 25 年 4 月 12 日付で本株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。また、野村證券は、対象者、当社、丸紅及び丸紅 RI の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、本株式価値算定書において、対象者の株式価値の算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び D C F 法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。当該各手法に基づき算定した対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：182 円から 314 円

類似会社比較法：231 円から 464 円

D C F 法：219 円から 622 円

市場株価平均法では、本公開買付けへの応募に関する意見を公表した日の前営業日である平成 25 年 4 月 11

日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値(314円)、直近1週間の終値平均値(312円)、直近1ヶ月間の終値平均値(293円)、直近3ヶ月間の終値平均値(241円)及び直近6ヶ月間の終値平均値(203円)、また本公開買付けに関する憶測報道がなされた平成25年3月17日の直前の営業日である平成25年3月15日を基準日として、直前の1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における終値平均値(それぞれ、231円、221円、208円、182円)を基に、対象者株式1株当たりの株式価値を182円から314円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値を231円から464円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成26年2月期以降の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定しており、これにより対象者株式1株当たりの株式価値を219円から622円までと算定しているとのことです。

なお、対象者は、対象者の甲種類株式の株式価値の算定について、第三者算定機関に対し、算定の依頼をしておらず、甲種類株式に関する株式価値算定書は取得していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、丸紅、丸紅RI及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程・方法その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、TMI総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。かかる認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、平成25年3月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、野村證券から取得した対象者普通株式に対する本株式価値算定書及びTMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付け価格は最終的には丸紅と当社との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、対象者普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上

場廃止の懸念から生じる強圧的效果はない(すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない)と考えられることに鑑み、平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

上記平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会においては、いずれにおきましても、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず当社及び丸紅の出身者又は出向者を除く取締役のみで審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第 1 決議」といいます。)。その上で、仮に、当社及び丸紅の出身者又は出向者である取締役が会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)第 369 条第 2 項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第 1 決議は、同条第 1 項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会のいずれにおきましても、第 1 決議に参加しなかった取締役を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第 2 決議」といいます。)。よって、当社の出身であり、又は、当社からの出向者である対象者代表取締役会長 川戸義晴、対象者取締役 山下昭典及び対象者取締役 川本敏雄、並びに、丸紅の出身であり、又は、丸紅からの出向者である対象者代表取締役社長 桑原道夫氏、対象者取締役 山崎康司氏及び対象者取締役 小倉泰彦氏は第 1 決議の審議及び決議に参加せず、第 2 決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の 6 名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者監査役については、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会においては、当社の取締役専務執行役を兼務する豊島正明、丸紅の執行役員を兼務する田島真氏、丸紅の出身である鶴山和英氏は、同様の観点から第 1 決議に係る取締役会の審議には参加せず、第 2 決議に係る取締役会の審議にのみ参加したとのことです。また、平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会においては、第 1 決議に係る取締役会の審議については永井英介氏のみ参加し、第 2 決議に係る取締役会の審議については、永井英介氏及び鶴山和英氏の 2 名が参加したとのことです。

第 1 決議及び第 2 決議に係る取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様へ売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定せず、本公開買付けを実施いたしますが、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、対象者普通株式を追加で取得することは現時点において予定しておりません。また、当社は、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式 9,932,700 株(所有割合:5.00%)について、行使価格を本公開買付け価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定しておりますが、

丸紅によるプットオプションの行使期間は定められておらず、現時点において具体的な追加取得の予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、上記のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。また、対象者としても、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部上場を維持する方針とのことです。しかし、当社は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様へ売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないときのいずれかの上場廃止基準に該当する場合があります。その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている丸紅が所有する対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）が本公開買付け後も残ることから、に抵触する可能性は低いものと考えます。なお、本公開買付けの結果、万が一、対象者普通株式が上記いずれかの上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は、対象者と対象者普通株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、当社は、対象者との間で合意された方策を実行します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

名 称	株式会社ダイエー	
所 在 地	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村井 正平	
事 業 内 容	小売事業	
資 本 金	56,517百万円（平成25年5月31日現在）	
設 立 年 月 日	昭和32年4月10日	
大株主及び持株比率 (平成25年2月28日 現在)（注）	イオン株式会社	19.85%
	丸紅株式会社	18.41%
	丸紅リテールインベストメント株式会社	10.87%
	RBC IST LONDON-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3.08%
	THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.07%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.75%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.24%
	HSBC BANK PLC-MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	0.98%
	BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS(E)BD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.92%

	JP MORGAN CHASE BANK 380084 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	0.79%
公開買付者と対象者との関係		
資本関係	当社は対象者株式 39,504,000 株 (普通株式 9,644,000 株及び甲種類株式 29,860,000 株、所有割合: 19.85%) を所有しております。	
人的関係	対象者の取締役である村井正平は当社の専務執行役、豊島正明は当社の取締役専務執行役を兼務しております。同じく対象者の取締役である山下昭典、近澤靖英及び寺嶋晋は当社からの出向者です。 対象者の監査役である川本敏雄及び濱田和成は当社からの出向者です。 この他に出向者として当社グループの子会社より 7 名を派遣しております。	
取引関係	対象者グループによる当社グループからの商品の購入等の取引があります。	
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関係会社であり、関連当事者に該当します。	

(注) 対象者が平成 25 年 5 月 22 日に提出した第 62 期有価証券報告書の「大株主の状況」に記載された、普通株式及び甲種類株式合計の所有株式数の多い順上位 10 名です。なお、丸紅 RI が所有する対象者株式の全て 21,643,050 株 (普通株式 11,691,100 株及び甲種類株式 9,951,950 株、所有割合: 10.89%) は、平成 25 年 4 月 23 日付で丸紅に譲渡されております。

## (2) 日程等

### 日程

公開買付開始公告日	平成 25 年 7 月 25 日 (木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成 25 年 7 月 25 日 (木曜日)

### 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 7 月 25 日 (木曜日) から平成 25 年 8 月 21 日 (水曜日) まで (20 営業日)

### 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 25 年 9 月 4 日 (水曜日) までとなります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 270 円

甲種類株式 1 株につき金 270 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### 算定の基礎

#### ( ) 普通株式

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

S M B C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき

算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年3月26日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	208円から221円
類似上場会社比較法	144円から205円
DCF法	222円から366円

市場株価法では、平成25年3月17日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成25年3月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221円、208円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を208円から221円までと分析しております。なお、SMB C日興証券は、対象者普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近6ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を144円から205円までと分析しております。

DCF法では、当社がSMB C日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年2月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を222円から366円までと分析しております。

なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューをもとに作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。SMB C日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成25年3月27日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成25年2月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

当社は、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成25年3月27日に、本公開買付価格を270円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年3月26日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値317円に対して14.83%のディスカウントをした価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値256円に対して5.47%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値222円に対して21.62%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値189円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本日の前営業日である平成25年7月23日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値356円に対して24.16%のディスカウントをした価格となっております。

( ) 甲種類株式

対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式 1 株当たり 270 円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を 270 円と決定した平成 25 年 3 月 27 日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付価格と同額である 270 円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。

算定の経緯

当社は、3ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得するグループの共通戦略の1つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における当社グループのシェア拡大に向け、グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しております。その中で、当社は、平成 24 年 6 月頃から対象者を当社の連結子会社化とすることが当社の「大都市シフト」を推進し当社のシェア拡大に寄与するものであり、また対象者にとっても当社と緊密な資本関係を構築することで更なるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、対象者の早期の損益改善等に繋がる取り組みが可能となることに加え、当社グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング等）の共有により店舗の魅力が増し、更には財務面での支援等により対象者の成長戦略又は店舗資産活性化も実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るためには対象者を当社の連結子会社とすることが最善の策であると判断いたしました。一方で、これまで対象者の早期再生に向けて3社で協力してきた丸紅と対象者の関係に鑑み、平成 24 年 12 月頃から、まずは、当社と丸紅との2社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、対象者株式のうち5%を継続保有することを含め、今後も3社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成 25 年 3 月上旬、当社は対象者に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成 25 年 3 月 27 日、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

( ) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅 RI 及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

S M B C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及び D C F 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社は S M B C 日興証券から平成 25 年 3 月 26 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、S M B C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

( ) 当該意見の概要

上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	208 円から 221 円
類似上場会社比較法	144 円から 205 円

D C F 法 222 円から 366 円

市場株価法では、平成 25 年 3 月 17 日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 25 年 3 月 15 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における終値の単純平均値(それぞれ、221 円、208 円)を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 208 円から 221 円までと分析しております。なお、S M B C 日興証券は、対象者普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 144 円から 205 円までと分析しております。

D C F 法では、当社が S M B C 日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年 2 月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 222 円から 366 円までと分析しております。

なお、S M B C 日興証券が D C F 法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューをもとに作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。S M B C 日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成 25 年 3 月 27 日付で公表した「特別損失(固定資産減損損失)の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 25 年 2 月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

( ) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、S M B C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去 3 ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成 25 年 3 月 27 日に、本公開買付価格を 270 円と決定いたしました。

一方、対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式 1 株当たり 270 円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を 270 円と決定した平成 25 年 3 月 27 日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式 1 株につき対象者普通株式 1 株が交付されることから、本公開買付価格と同額である 270 円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券は、当社、丸紅、丸紅 R I 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

( 5 ) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
-------	----------	----------



149,437,204 株	48,360,820 株	-
---------------	--------------	---

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(48,360,820株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(48,360,820株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、対象者甲種類株式1株を対象者普通株式1株とみなして計算しております(下記(注2)において同じです。)

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数(149,437,204株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年7月11日に提出した第63期第1四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済株式数199,038,787株(普通株式122,597,537株及び甲種類株式76,441,250株)から、本日現在当社が所有する対象者株式39,504,000株(普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株)、本日現在丸紅が所有する対象者株式58,293,520株(普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合:29.34%)のうち、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式(9,932,700株)、本公開買付けにおいて取得する予定のない、対象者が平成25年7月5日付で公表した「平成26年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成25年5月31日現在の対象者の自己株式数(164,883株)を控除した株式数149,437,204株(普通株式102,855,954株及び甲種類株式46,581,250株)です。なお、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅は本公開買付け応募契約において、丸紅が本日現在所有する対象者甲種類株式(合計46,581,250株)の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで行使しない旨に合意しております。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	790,080 個	(買付け等前における株券等所有割合 19.86%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,165,870 個	(買付け等前における株券等所有割合 29.31%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	2,988,744 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	3,973,140 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けにおける買付予定数(149,437,204株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式(9,932,700株)を除く特別関係者の所有する株券等を買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式(9,932,700株)に係る議決権の数(198,654個)のみを分子である「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として計算しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年7月11日に提出した第63期第1四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の総株主等の議決権の数です(対象者普通株式及び対象者甲種類株式のいずれも1単元(50株)につき1個の議決権を有します。)。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済普通株式数(122,597,537株)に、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本日時点において当該取得請求権が行使された場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、同報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済甲種類株式(76,441,250株)が対象者普通株式に転換された場合に交付される対象者普通株式(76,441,250株)を加算した株式数(199,038,787株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない対象者が平成25年7月5日付で公表した「平成26年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成25年5月31日現在の対象者の自己株式数(164,883株)を控除した株式数(198,873,904株)に係る議決権の数3,977,478個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金

40,348,045,080円

(注)本公開買付けにおける買付予定数(149,437,204株)に対象者普通株式1株当たりの本公開買付け価格(270円)を乗じた金額です。

#### (8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成25年8月27日(火曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成25年9月10日(火曜日)となります。

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人(下記(11))で定義します。)から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内

容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、下記の方法により返還いたします。

- ( ) 応募株券等が普通株式の場合には、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。
- ( ) 応募株券等が甲種類株式の場合には、応募に際して提出された書類を応募株主等に対して郵送又は交付します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係

る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うこ

とはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 7 月 25 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおりです。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、T M I 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。かかる認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、野村證券から取得した対象者普通株式に対する本株式価値算定書及び T M I 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付価格は最終的には丸紅と当社との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、当社は、本公開

買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、対象者普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧的效果はない(すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない)と考えられることに鑑み、平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

上記平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会においては、いずれにおきましても、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず当社及び丸紅の出身者又は出向者を除く取締役のみで審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第 1 決議」といいます。)。その上で、仮に、当社及び丸紅の出身者又は出向者である取締役が会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)第 369 条第 2 項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第 1 決議は、同条第 1 項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会のいずれにおきましても、第 1 決議に参加しなかった取締役を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会及び平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第 2 決議」といいます。)。よって、当社の出身であり、又は、当社からの出向者である対象者代表取締役会長 川戸義晴、対象者取締役 山下昭典及び対象者取締役 川本敏雄、並びに、丸紅の出身であり、又は、丸紅からの出向者である対象者代表取締役社長 桑原道夫氏、対象者取締役 山崎康司氏及び対象者取締役 小倉泰彦氏は第 1 決議の審議及び決議に参加せず、第 2 決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の 6 名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者監査役については、平成 25 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会においては、当社の取締役専務執行役を兼務する豊島正明、丸紅の執行役員を兼務する田島真氏、丸紅の出身である鶴山和英氏は、同様の観点から第 1 決議に係る取締役会の審議には参加せず、第 2 決議に係る取締役会の審議にのみ参加したとのことです。また、平成 25 年 4 月 12 日開催の対象者取締役会においては、第 1 決議に係る取締役会の審議については永井英介氏のみ参加し、第 2 決議に係る取締役会の審議については、永井英介氏及び鶴山和英氏の 2 名が参加したとのことです。

第 1 決議及び第 2 決議に係る取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上